令和 6 年 6 月から 入院時の食費が変わりました

診療報酬改定により、令和 6 年 6 月 1 日から入院時の食費 (入院時食事療養費)が以下のとおり引き上げられました。

【変更点】食事療養費標準負担額

昨今の物価高の影響で食材料費が高騰したことにより 入院時の食費 I 食につき、30 円引き上げとなりました。 また、所得の状況やその他の事情を考慮して厚生労働省令で 定める者等については、I 食につき IO 円~20 円引き上げの 内容となっています。

区分		1 食あたりの負担額	
		令和6年5月31日以前	令和6年6月1日以降
— 般		460 円	490 円
住民税非課税世帯	区分オ・低所得者Ⅱ	210円 (91日目以降160円)	230円(91日目以降180円)
	低所得者I	100 円	110 円
指定難病・小児慢性特定疾病の患者		260 円	280 円

当院は、入院時食事療養費(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理 された食事を、適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

医療法人寺沢病院